労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定により、高松赤十字病院労働組合から争議行為を行う旨令和８年10月23日次のとおり通知があった。

令和８年10月26日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　事件

令和８年度要求の内容の完全獲得を目的とする高松赤十字病院労働組合と、その相手方である高松赤十字病院及び日本赤十字社に対する争議

２　日時

令和８年11月５日午前０時以降、要求貫徹に至るまでの期間

３　場所

高松赤十字病院の構内又は各職場　高松市番町四丁目１番３号

４　争議行為の概要

前記場所において、全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的に全ての業務を停止することをはじめとして、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための一切の争議を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入院中の重症患者について保安の必要ある場合は、保安要員若干名を除くものとする。